

四日市市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第3号

四日市市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市介護保険条例施行規則（平成12年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額の減額・免除)</p> <p>第5条 市長は、法第62条に規定する要介護被保険者等が、次の各号のいずれかに該当することにより、その負担すべき費用（以下「利用者負担額」という。）の全部又は一部を負担することが困難であると認めた場合は、当該要介護被保険者等の申請により、法第50条に規定する居宅介護サービス費等、<u>法第60条に規定する介護予防サービス費等又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に相当する事業のサービスに要する費用</u>について、当該各号に定める給付を、当該要介護被保険者等に対して行うことができる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p>(利用者負担額の減額・免除)</p> <p>第5条 市長は、法第62条に規定する要介護被保険者等が、次の各号のいずれかに該当することにより、その負担すべき費用（以下「利用者負担額」という。）の全部又は一部を負担することが困難であると認めた場合は、当該要介護被保険者等の申請により、法第50条に規定する居宅介護サービス費等<u>又は</u>法第60条に規定する介護予防サービス費等について、当該各号に定める給付を、当該要介護被保険者等に対して行うことができる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>

2 前項の規定による居宅介護サービス費等、介護予防サービス費等又は旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に相当する事業のサービスに要する費用の額の特例を受けようとする要介護被保険者等は、介護保険利用者負担額減額・免除申請書（第3号様式）にその理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 及び 4 （略）

（基準収入額の適用の申請）

第9条の2 省令第82条の2の3及び第97条の2の2の規定に係る申請は、介護保険基準収入額適用申請書（第16号様式の2）によるものとする。

2 前項の規定による居宅介護サービス費等又は介護予防サービス費等の額の特例を受けようとする要介護被保険者等は、介護保険利用者負担額減額・免除申請書（第3号様式）にその理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 及び 4 （略）

（基準収入額の適用の申請）

第9条の2 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第82条の2の3及び第97条の2の2の規定に係る申請は、介護保険基準収入額適用申請書（第16号様式の2）によるものとする。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条関係）

（表面）

（裏面）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 介護保険利用者負担額減額・免除認定証 </div>							
交付年月日 年 月 日							
被 保 險 者	番 号						
	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日	年 月 日 男・女					
	適用年月日	年 月 日					
	有効期限	年 月 日					
減額・免除 認定事項	給付率 /100						
保険者番号 並びに保険者の 名称及び印	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">4</td> </tr> </table> 四 日 市 市 印	2	4	2	0	2	4
2	4	2	0	2	4		

注 意 事 項

一 介護サービス又は旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に相当する事業のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。

二 介護サービス又は旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に相当する事業のサービスを受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。

三 被保険者の資格がなくなったり、減額・免除の認定の条件に該当しなくなったり、又は減額・免除の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

○ 証の大きさ
 縦 128ミリ
 横 91ミリ

第 17 号様式の 4 を次のように改める。

〒 ー

様

四日市市介護保険（保険給付） 自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

フリガナ					
氏名					
生年月日	年 月 日	性別		証明対象年度	年度
自己負担額証明書整理番号					
保険者番号		被保険者番号			
対象となる計算期間		年 月 日	～	年 月 日	
計算期間において被保険者であった期間		年 月 日	～	年 月 日	
サービス提供年月	自己負担額	うち70歳～74歳の者に係る自己負担額		摘要	
	計				

年 月 日

(所在地)

四日市市長 印

【保険者連絡用】

(問い合わせ先)

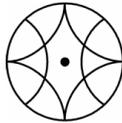
(計算結果送付先)

--	--

第 2 3 号様式を次のように改める。

第23号様式(第19条関係)

(表)

第 職	号 氏名	
	介護保険料及び その他の徴収金 滞納者の徴収金	職員証
	年 月 日発行	
	四日市市長	印

(裏)

<p>1 本証は、介護保険料及びその他の徴収金の滞納者の財産差押を行う場合には、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人から請求のあったときは、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 本証の有効期間は、発行の日から 年 月 日までとする。(期間満了の日は、発行の日の属する年度の末日とする。)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の四日市市介護保険条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市介護保険条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)